

# みんなで支える国民健康保険

## つがる市国民健康保険財政の状況について

### 私たちの国保はいま大変厳しい財政状況におかれています

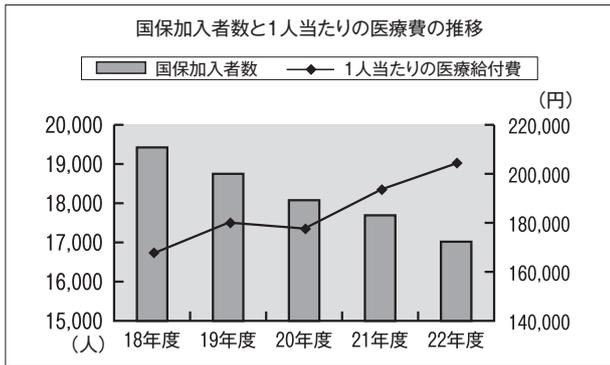
市の国保は合併時約3億円あまりの財政基金をもって発足しましたが、国保加入者数の減少や所得の低下により保険税総額が減少している一方、医療費が増加傾向にあることから、財源不足を補うため毎年その基金を取り崩し対処してきました。その結果、基金の残高は約136万円にまで減少し深刻な状況です。平成21年度においては医療費の増加と急激な景気の悪化により加入者の所得が落ち込んだこともあわせて財源不足となり、市の一般会計からの繰り入れと、県の保険財政自立支援基金からの借り入れによって対処してきました。

しかし平成22年度の医療費（約34億8,000万円の見込み）の支払いは現行の保険税率では賅うことができません。約2億2,500万円の赤字が予想され、国保財政はさらに厳しい状況となり、国保の健全な運営のために今年度は保険税の増額を実施することになりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

#### 国保財政悪化の原因

1. 長期化する景気の低迷などによる国保加入者の所得の減少
2. 国保加入者の減（毎年約600人の減）
3. 保険税収入額の減少（1、2の理由の影響により保険税総額が減少している）
4. 医療費の増大（高度な医療技術等による1人当たりの医療費の増大など）

#### 国保加入者数と医療費の状況



### 国民健康保険は皆さまが安心して医療を受けるための大切な制度です

万が一高額な医療費が発生しても、皆さまの負担金はそれぞれの年齢に見合った負担割合と所得に見合った一定額で済むことになっています。医療費に対しての財源（国保特別会計）は市の一般会計から独立して、加入者が納める保険税と国や県からの補助金や交付金、一般会計からの繰入金などで成り立っており、皆さまが納めた保険税は医療費や介護納付金等以外に支出することはありません。

皆さまには、ご負担をおかけすることになりますが、国保の健全な運営のためにご理解とご協力をお願いします。

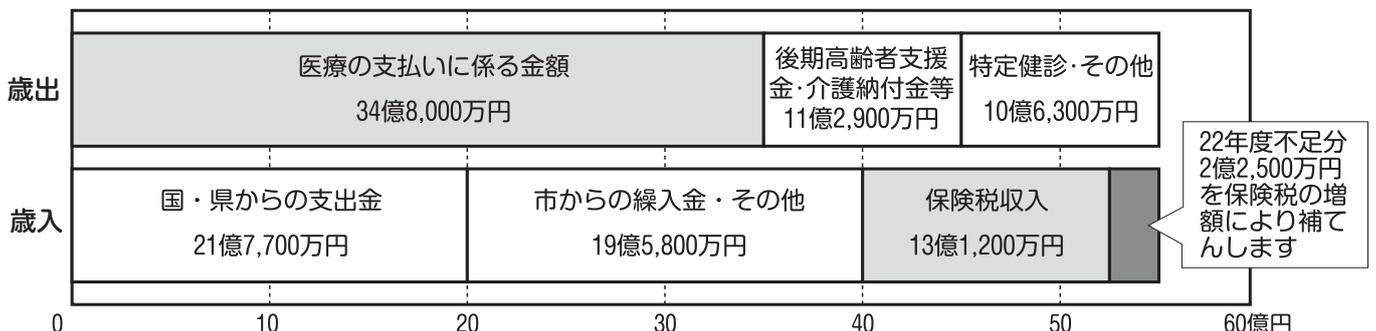
### 上手な受診を心がけましょう

医療の受け方、生活習慣を少し見直すだけで医療費を節約することができます。上手な受診を心がけて、医療費の節約にご協力をお願いします。

- ひとつの病気でお医者さんをあちこち変えないようにしましょう
- 時間外や休日の受診はなるべく避けましょう
- 薬を必要以上に多く欲しがるのはやめましょう
- お医者さんを信頼して、指示を守りましょう
- 定期健診を受けましょう（5月24日より総合健診が始まります）



#### 平成22年度歳入・歳出の状況



# 国民健康保険税が改正されました

## 平成22年度つがる市国民健康保険税

国民健康保険税は加入世帯ごとに以下の税率等に基づいて算定されます。平成22年度の納税通知は7月上旬を予定しています。

### ●医療分

	算定の基礎	改正前	改正後	増減
		～H22.3.31	H22.4.1～	
所得割額	課税対象所得に対し	7.2/100	8.78/100	+1.58/100
資産割額	固定資産税額に対し	26.3/100	26.3/100	—
均等割額	一人につき	23,000円	26,400円	+3,400円
平等割額	一世帯につき	24,000円	27,600円	+3,600円

### ●後期高齢者支援金分

	算定の基礎	改正前	改正後	増減
		～H22.3.31	H22.4.1～	
所得割額	課税対象所得に対し	2.05/100	2.50/100	+0.45/100
資産割額	固定資産税額に対し	7.7/100	7.7/100	—
均等割額	一人につき	5,800円	6,600円	+800円
平等割額	一世帯につき	8,400円	9,600円	+1,200円

### ●介護分（40歳以上65歳未満の方が対象となります）

	算定の基礎	改正前	改正後	増減
		～H22.3.31	H22.4.1～	
所得割額	課税対象所得に対し	2.0/100	2.44/100	+0.44/100
資産割額	固定資産税額に対し	4.0/100	4.0/100	—
均等割額	一人につき	8,000円	9,000円	+1,000円
平等割額	一世帯につき	6,000円	6,600円	+600円

合計		改正前	改正後	増減
	一人あたり税額		81,293円	95,119円
世帯あたり税額		183,609円	211,113円	+27,504円

※全体の保険税総額を加入者数あるいは世帯数で割った税額

## 解雇や倒産により失業した方の保険税の減額申請について

勤め先の倒産や一方的な解雇を理由に失業し、以下の条件①②③のすべてにあてはまる方は、前年の給与所得金額が7割減額されますので申請手続きを行ってください。対象となるのは、

- ①離職日時点で満65歳未満の方で、
- ②平成21年3月31日以降に失業し、
- ③公共職業安定所交付の「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが

11,12,21,22,23,31,32,33,34

のいずれかに該当する方で、申請には

- ・印鑑
- ・雇用保険受給資格者証

平成22年1月1日以降につがる市に転入した方は所得証明書・確定申告書など平成21年分の所得のわかるもの

を持参し国民健康保険課にお越しください。

※減額対象は平成22年度に課税される分（ただし平成22年4月1日以降の失業者は平成22年度及び23年度）

保険税の納税通知は7月ですので、平成22年6月11日（金）までに申請を行ってください。以後の申請分は翌月以降に減額通知します。

## 保険税の軽減について

下の表にあてはまる世帯は保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。軽減は7割、5割、2割の三段階で、世帯の国保加入者数と前年の所得により判定し、軽減に該当する場合はあらかじめ軽減後の税額が納税通知書に記載されています。このほか、国保から後期高齢者医療へ移行した方がいる国保単身世帯では平等割額が半額になります。なお、前年の収入を申告していない世帯は軽減を受けられませんので、必ず申告を行ってください。

軽減判定所得（基礎控除や扶養控除などの所得控除前の所得。専従者控除や譲渡特別控除も除く。）

- 7割軽減 …… 世帯主及び加入者の所得の合計が330,000円以下
- 5割軽減 …… 世帯主及び加入者の所得の合計が世帯主除く加入者数×245,000円+330,000円 以下
- 2割軽減 …… 世帯主及び加入者の所得の合計が世帯主含む加入者数×350,000円+330,000円 以下

世帯の国保加入者数と軽減判定所得金額（上限。単位：円）	軽減判定所得金額（上限。単位：円）					備考
	1人	2人	3人	4人	5人	
7割軽減	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	世帯主を含む人数 人数に関わらず330,000円
5割軽減	—	575,000	820,000	1,065,000	1,310,000	一人増につき245,000円増
2割軽減	680,000	1,030,000	1,380,000	1,730,000	2,080,000	一人増につき350,000円増

例えば3人世帯の場合、合計所得金額が800,000円だと5割軽減、1,000,000円だと2割軽減となります。

【問い合わせ先】 国民健康保険課 電話42-2111（内線273・276）